

国内において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

平成16年2月17日
各都道府県、政令市、特別区感染症担当課あて
厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡

標記について、本日、農林水産省より別添1のとおり公表されたところであります。本件が、高病原性鳥インフルエンザと確認された場合に備え、関係自治体におかれては、既に医政経発第0129001号・健感発第0129001号平成16年1月29日付け医政局経済課長・健康局結核感染症課長通知（別添2）によりお示しした、高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点に基づき、必要な対策を講じていただくとともに、その他の自治体においても万一今後同様の事例が発生した場合に備え、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いいたします。

(別添1)

プレスリリース

平成16年2月17日
農林水産省

国内において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザの発生を疑う事例の発生があったので、その概要をお知らせします。

1 事例の概要

所在地：大分県玖珠郡九重町

飼養状況：14羽（チャボ13羽、あひる1羽）

2 これまでの経過

平成16年2月16日夜、管轄家畜保健衛生所から大分県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行うこととしている。

3 防疫対応の状況

(1) 既に、飼養鳥は、死亡したか又は検査のため全羽処分済みである。

(2) 初動防疫措置として、発生場所について既に部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施している。

(3) 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生場所の消毒、周辺における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置をとることとしている。

※移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が広がることを防止するためのものです。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。